

## 神戸女子大学大学院学則（抄）

### 第1章 総則

（大学院の目的）

**第1条** 神戸女子大学大学院（以下「大学院」という。）は、本学の建学精神に基づき、専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の向上進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院の設置する各専攻における人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的については別に定める。

（自己点検及び評価）

**第1条の2** 本大学院の教育研究水準の向上をはかり、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

（課程と目的）

**第2条** 大学院に、修士課程及び博士課程を置く。

2 博士課程は、博士前期課程と博士後期課程に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

3 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

4 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（修業年限）

**第3条** 修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年とする。

3 修士課程及び博士前期課程において、標準修業年限で課程を修了することが困難な学生に対して、3年または4年にわたって計画的に教育課程を履修するもの（以下、「長期履修学生」と呼ぶ）に関しては別に定める。

（在学年数）

**第4条** 大学院における在学年数は、修士課程及び博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えて在学することはできない。

（研究科）

**第5条** 大学院に、次の研究科を置く。

家政学研究科

文学研究科

### 第3編（神戸女子大学大学院学則（抄））

健康栄養学研究科

看護学研究科

（専攻）

**第6条** 各研究科の専攻は、次のとおりとする。

研究科	専攻
家政学研究科	食物栄養学専攻
	生活造形学専攻
文学研究科	日本文学専攻
	英文学専攻
	日本史学専攻
	教育学専攻
健康栄養学研究科	健康栄養学専攻
看護学研究科	看護学専攻

（学生定員）

**第7条** 研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程又は 博士前期課程		博士後期課程		合計 収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
家政学研究科	食物栄養学専攻	8名	16名	2名	6名	22名
	生活造形学専攻	6	12	2	6	18
文学研究科	日本文学専攻	4	8	2	6	14
	英文学専攻	4	8	2	6	14
	日本史学専攻	4	8	2	6	14
	教育学専攻	4	8	2	6	14
健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	4	8	—	—	8
看護学研究科	看護学専攻	8	16	3	9	25
合計		42	84	15	45	129

## 第2章 学年、学期及び休業日

（学年）

**第8条** 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

**第9条** 学年を次の2期に分ける。

- （1）前期 4月1日から原則として同年9月30日まで
- （2）後期 原則として10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

**第10条** 休業日は次のとおりとする。

- （1）日曜日及び土曜日
- （2）国民の祝日に関する法律に規定する休日
- （3）創立記念日11月11日
- （4）春季、夏季および冬季休業日に関しては、別に定める本学の学年暦による。

2 必要が有る場合、前項の休業日を変更し、授業を行うことがある。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

### 第3章 入学、編入学、再入学、退学、休学、復学及び除籍

（入学の時期）

**第11条** 入学の時期は学年の初めとする。

（入学資格）

**第12条** 本大学院の修士課程及び博士前期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- （1）学士の学位を有する者
- （2）外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- （3）文部科学大臣の指定した者
- （4）大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと本大学院において認められた者
- （5）その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 大学院の博士後期課程への進学及び編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- （1）修士の学位を有する者
- （2）外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- （3）文部科学大臣の指定した者
- （4）その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）

**第13条** 大学院に入学を志願する者は、大学院所定の入学手続きによって願い出るものとする。

（入学の選考）

**第14条** 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、学力及び人物について選考する。

（入学許可）

**第15条** 前条の選考の結果、合格した者は入学金並びに授業料、教育・施設充実費（以下「授業料等」という。）を納入し、所定の入学手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（退学）

**第16条** 退学しようとする者は、その事由を明記し、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 退学に関するその他の事項は、別に定める。

（再入学）

**第16条の2** 本大学院を退学した者が、再入学を希望する場合は、保証人連署の上願い出て、許可を受けなければならない。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年次については、学長が決定する。

（休学）

**第17条** 疾病その他のやむを得ない事由により、長期にわたり修学することのできない者は、その事由を明記し、学長に休学を願い出て、その許可を得なければならない。

（休学の期間）

**第18条** 休学の期間は、修士課程及び博士前期課程にあつては通算2年、博士後期課程にあつては通算3年を超えることができない。

2 休学の期間は在学年数に算入しない。

3 休学に関するその他の事項は、別に定める。

（復学）

**第19条** 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

2 復学に関するその他の事項は、別に定める。

（除籍）

**第20条** 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第4条に規定する在学年限を超えた者

(2) 第18条第1項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

2 除籍に関するその他の事項は、別に定める。

#### 第4章 教育課程、履修方法及び教育方法の特例

（教育課程及び履修方法）

**第21条** 専攻の授業科目、単位数及び履修方法については、別表においてこれを定める。

2 単位数の計算については、神戸女子大学学則第22条を準用する。

3 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（教育方法の特例）

**第21条の2** 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（他の大学院における授業科目の履修）

**第21条の3** 教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることがある。ただし、認定できる単位数は15単位を上限とする。

（入学前の大学院における授業科目の履修）

**第21条の4** 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に、本大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、15単位を超えない範囲で本大学院において修得したとみなすことができる。なお、本条及び前条において、本学において修得したとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

## 第5章 課程の修了及び学位授与

（課程修了の要件）

**第22条** 修士課程及び博士前期課程の修了には、大学院に2年以上在学し、家政学研究科にあっては食物栄養学専攻34単位以上、生活造形学専攻32単位以上、文学研究科にあっては40単位以上、健康栄養学研究科にあっては健康栄養学専攻30単位以上、看護学研究科看護学専攻にあっては専門看護師コース40単位以上、研究コース30単位以上を修得し、大学院の行う修士の学位論文（看護学研究科における特定の課題についての研究の成果を含む）の審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了には、大学院に5年（博士前期課程の2年を含む。）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査及び試験に合格することを必要とする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、博士前期課程と博士後期課程を通算して3年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士後期課程の修了には、家政学研究科及び文学研究科にあつては12単位以上の修得を必要とし、看護学研究科にあつては14単位以上の修得を必要とする。

（学位の授与）

**第23条** 前条の課程を修了した者に対しては、学位規程に基づき、学長が学位を授与する。

（課程を経ない者の博士学位の授与）

**第24条** 前条に定めるもののほか、博士の学位は、論文を提出して大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に対して授与することができる。

（学位の名称等）

**第25条** 大学院において授与する学位及び専攻分野の名称については、学位規程の定めるところによる。

## 第6章 教員組織

（教員の組織）

**第26条** 本大学院における授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)に規定する資格に該当する本学の教授をもってこれに充てる。この場合において、当該授業を担当すべき教授を欠く場合その他特別の事情があるときは、准教授、助教又は講師をもってこれに充てることができる。

## 第7章 運営組織

（研究科委員会）

**第28条** 大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、各研究科の授業を担当する専任教員をもって組織する。

3 研究科委員会の運営は、研究科の長がこれに当たる。

4 研究科委員会は研究科長が招集し、その議長となる。

5 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

6 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 学生の褒賞に関する事項

(2) 大学院に関する規程の改廃に関する事項

(3) その他の教育・研究に関する重要な事項

7 大学院担当教員の教育研究業績等の審査に関する内規は別に定める。

## 第8章 入学検定料及び学納金

(入学検定料、学納金の金額)

**第29条** 本大学院の入学検定料は別表第1のとおりとする。

2 本学大学院の学納金は、入学金、授業料、教育・施設充実費、実習費とし、別表第1に定める額とする。なお、長期履修学生の授業料等については、別表第2のとおりとする。ただし、次の各号の一つに該当する時は、この限りではない。

(1) 本学を卒業し、修士課程及び博士前期課程に入学する者の入学金は半減するものとする。

(2) 本学修士課程及び博士前期課程を修了し、博士後期課程に進学する者については入学金を徴収しない。

(3) 再入学を許可された者については、入学金を徴収しない。

(納入時期)

**第30条** 授業料等は、前・後期に分けて所定の期日までに納入しなければならない。

2 実習費は、実習時期に応じて納入するものとする。

(休学の場合の授業料)

**第31条** 休学を許可され、また命じられた者については、休学期間中の授業料等は免除されるが、休学中の在籍料として半期単位で3万円を納入しなければならない。

(納入金の不返還)

**第32条** 納入した入学検定料、学納金は一切返還しない。

## 第9章 賞 罰

(表彰)

**第33条** 学生が、学業の極めて優秀なときは、学長はこれを表彰することができる。

(懲戒)

**第34条** 学生が、大学院学則に違反し、若しくは本学の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったとき、学長はこれを懲戒することができる。

2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 成業の見込みがないと認められる者

(2) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(3) 正当な理由なく学業を怠る者

4 懲戒に関するその他の事項は、別に定める。

第10章 教育職員免許状

（教育職員免許状）

**第35条** 教育職員免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 博士前期課程において、当該所要資格を取得できる専修免許状の免許教科等の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類
家政学研究科	食物栄養学専攻	中学校・高等学校家庭 栄養教諭
	生活造形学専攻	中学校・高等学校家庭
文学研究科	日本文学専攻	中学校・高等学校国語
	英文学専攻	中学校・高等学校英語
	日本史学専攻	中学校社会
		高等学校地理歴史
教育学専攻	小学校・幼稚園	

第11章 研究生、聴講生、科目等履修生及び単位互換生

（研究生）

**第36条** 大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、選考の上研究生として許可することがある。

2 研究生に関し必要な規程は、別に定める。

（聴講生）

**第37条** 大学院において、特定の授業科目を聴講することを志願する者がいるときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考の上聴講生として許可することがある。

2 聴講生に関し必要な規程は、別に定める。

（科目等履修生）

**第38条** 本大学院の一部又は複数の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者がいるときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考の上科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な規程は、別に定める。

（単位互換生）

**第39条** 本大学院に単位互換生制度を設ける。

2 単位互換生の取扱いについては別に定める規程によるものとする。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。



### 第3編（神戸女子大学大学院学則（抄））

---

#### 附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。（博士課程増設に伴う改正）

#### 附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。（博士課程増設に伴う改正）

#### 附 則

この学則は、平成3年9月19日から施行し、平成3年7月1日から適用する。ただし、第6条表中「英文学専攻」「博士課程」及び第7条表中「英文学専攻」「博士後期課程」については、平成4年4月1日から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成4年5月14日から施行する。（入学検定料の改正）

#### 附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。（博士課程増設に伴う改正）

#### 附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。（地理歴史・公民の課程認定申請に伴う改正）

#### 附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。（生活造形学専攻修士課程増設に伴う改正）

#### 附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。（生活造形学専攻の課程認定申請に伴う改正）

#### 附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。（生活造形学専攻博士課程増設に伴う改正等）

#### 附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。（昼夜開講制導入に伴う改正等）

#### 附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。（休学の場合の授業料の改正）

#### 附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。（休業日の改正・課程の修了及び学位授与・入学検定料等の金額の改正・納付期の改正）

#### 附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

第3編（神戸女子大学大学院学則（抄））

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第28条第4項については、平成19年2月22日から適用する。（大学院担当教員の資格審査に関する内規の明文化に伴う改正、学校教育法の一部改正に伴う教員組織の改正及び再入学に関する改正）

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年5月30日から施行する。（長期履修制度の導入に伴う改正）

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。（大学院設置基準の改正及び栄養教諭の課程認定申請に伴う改正）

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。（健康栄養学研究科設置に伴う改正）

<別表第1>

種別	金額(単位:円)		
	文学研究科	家政学研究科	健康栄養学研究科
入学検定料	30,000	30,000	30,000
入学金	200,000	200,000	200,000
授業料（年額）	500,000	500,000	500,000
教育・施設充実費(年額)	—	30,000	30,000
実習費 (学外実習費)	—	—	(1週間当たり) 10,000 海外実習を除く

上記別表に記した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

<別表第2>

長期履修学生の授業料

(年間：円)

年間授業料(50万円)×標準修業年限(2年)÷長期履修期間(3年又は4年)	
3年履修	初年度336,000、以降各年度332,000
4年履修	初年度250,000、以降各年度250,000

第3編（神戸女子大学大学院学則（抄））

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行前に在学する学生については、従前のおりとする。（看護学研究科設置に伴う改正、授業料及び教育・施設充実費の改正）

〈別表第1〉

平成31年4月1日より施行

入学検定料	文学研究科		30,000 円
	家政学研究科		
	健康栄養学研究科		
	看護学研究科		
入学金	文学研究科		200,000 円
	家政学研究科		
	健康栄養学研究科		
	看護学研究科		
授業料 (年額)	文学研究科		600,000 円
	家政学研究科		
	健康栄養学研究科		
	看護学研究科		
教育・施設充実費 (年額)	文学研究科	日本文学専攻	40,000 円
		英文学専攻	
		日本史学専攻	
	家政学研究科	教育学専攻	72,000 円
		食物栄養学専攻	120,000 円
		生活造形学専攻	88,000 円
		健康栄養学研究科	健康栄養学専攻
	看護学研究科	看護学専攻	150,000 円
実習費 (学外実習費)	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	(1週間当たり) 10,000 円 ※海外実習を除く
	看護学研究科	看護学専攻	実費を徴収する場合があります

上記別表に記した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

第3編（神戸女子大学大学院学則（抄））

〈別表2〉

長期履修学生（博士前期課程、修士課程のみ）

平成31年4月1日より施行

授業料 (年額)	文学研究科		(長期履修3年)
	家政学研究科		400,000円
	健康栄養学研究科		(長期履修4年)
	看護学研究科		300,000円
教育・施設充実費 (年額)	文学研究科	日本文学専攻	40,000円
		英文学専攻	
		日本史学専攻	
		教育学専攻	72,000円
	家政学研究科	食物栄養学専攻	120,000円
		生活造形学専攻	88,000円
健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	104,000円	
看護学研究科	看護学専攻	150,000円	
実習費 (学外実習費)	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	(1週間当たり) 10,000円 ※海外実習を除く
	看護学研究科	看護学専攻	実費を徴収する場合があります

※長期履修の場合、授業料のみ 年間授業料×標準修業年限÷長期履修期間 となる

上記別表に記した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。ただし、改正後の表「文学研究科 前期課程及び後期課程の授業科目等」については、これを適用する。

附 則

**第1条** この学則は、令和3年4月1日から施行する。（学外実習費の改正、履修方法の一部改正）

**第2条** この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。ただし、第21条第3項から第5項については、令和2年度から適用する。

第3編（神戸女子大学大学院学則（抄））

〈別表第1〉

令和3年4月1日より施行

入学検定料	文学研究科		30,000 円
	家政学研究科		
	健康栄養学研究科		
	看護学研究科		
入学金	文学研究科		200,000 円
	家政学研究科		
	健康栄養学研究科		
	看護学研究科		
授業料 (年額)	文学研究科		600,000 円
	家政学研究科		
	健康栄養学研究科		
	看護学研究科		
教育・施設充実費 (年額)	文学研究科	日本文学専攻	40,000 円
		英文学専攻	
		日本史学専攻	
	家政学研究科	教育学専攻	72,000 円
		食物栄養学専攻	120,000 円
	健康栄養学研究科	生活造形学専攻	88,000 円
		健康栄養学専攻	104,000 円
	看護学研究科	看護学専攻	150,000 円
実習費 (学外実習費)	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	10,000 円 (1週間当たり) (海外実習を除く)
	看護学研究科	看護学専攻 専門看護師コース	5,000 円 (実習年度毎)(※1)

上記別表に記した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

※1 実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合は、請求金額を別途徴収する。

第3編（神戸女子大学大学院学則（抄））

〈別表2〉

長期履修学生（博士前期課程、修士課程のみ）

令和3年4月1日より施行

授業料 (年額)	文学研究科		(長期履修3年)
	家政学研究科		400,000円
	健康栄養学研究科		(長期履修4年)
	看護学研究科		300,000円
教育・施設充実費 (年額)	文学研究科	日本文学専攻	40,000円
		英文学専攻	
		日本史学専攻	
		教育学専攻	72,000円
	家政学研究科	食物栄養学専攻	120,000円
		生活造形学専攻	88,000円
	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	104,000円
	看護学研究科	看護学専攻	150,000円
実習費 (学外実習費)	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	10,000円 (1週間当たり) (海外実習を除く)
	看護学研究科	看護学専攻 専門看護師コース	5,000円 (実習年度毎)(※1)

長期履修の場合、授業料のみ 年間授業料×標準修業年限÷長期履修期間 となる  
上記別表に記した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

※1 実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合、請求金額を別途徴収する。

附 則

第1条 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行前に在学する学生については、第31条を除き、なお、従前の例による。